

令和5年度(2023年度)第9回公立大学法人熊本県立大学教育研究会議 議事録

日 時：令和5年(2023年)11月13日(月) 午後2時30分～午後2時40分

場 所：本部棟2階大会議室及びオンライン

出席者：○委員

学長	堤 裕昭
副学長	鈴木 元
事務局長	倉光 麻里子
文学部長	村尾 治彦
環境共生学部長	石橋 康弘
総合管理学部長	澤田 道夫
共通教育センター長	山田 俊
地域・研究連携センター長	柴田 祐 (リモート参加)
デジタルイノベーション推進センター長	飯村 伊智郎 (リモート参加)
国際教育交流センター長	レイヴィン リチャード (リモート参加)
学校法人 九州ルーテル学院長	内村 公春
株式会社 熊本日日新聞社 調査役	松下 純一郎

○監事

弁護士	本田 悟士
公認会計士・税理士	吉川 榮一

○事務局

加藤事務局次長、二宮総務課長、國武企画調整室長、三隅教務入試課長、
藤本教務入試課教務班参事、塩田教務入試課教務班主事

欠席委員：○委員

熊本県公立高等学校長会長 岩本 修一

1 開会

2 学長挨拶

3 議事

(1) 審議事項

① 兵役に関する外国人留学生の休学に係る規程の改正について

事務局教務入試課から、資料1に基づき、以下のとおり説明があった。

- ・学生の休学期間は学則32条に規定しているが、1度の申請で認められる期間は2年
が上限。しかし、兵役義務が2年を超える場合及び母国待機義務がある場合が生じ
る場合に、現在の学則ではこれによる休学は認められない。
- ・海外では、兵役及び兵役に付随する義務を自国民に2年以上求める国もあることか
ら、今回所要の改正を行うこととしたい。

→ 審議の結果、案のとおり承認された。

② 所定の在籍期間を超えた学生の除籍について

事務局教務入試課から、資料2に基づき、以下のとおり説明があった。

- ・平成25年(2013年)4月に入学し、休学期間を除き、令和5年(2023年)9月30日をもって8年間在籍した学生について、取得した単位数が卒業要件に届かなかったことから、教授会の審議を受け、本会議で御審議いただくものである。

→ 審議の結果、案のとおり承認された。

4 その他

次回の日程

令和5年度(2023年度)第10回 12月11日(月)午前10時～

本部棟2階大会議室

5 閉会